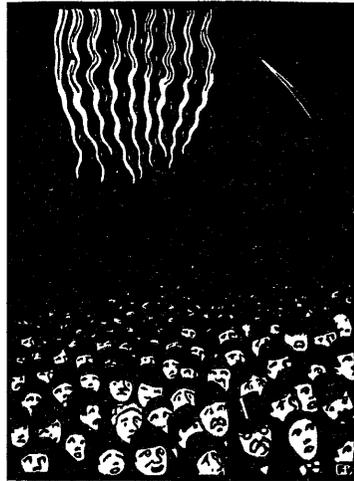


泉水国賠つうしん●口頭弁論案内号



Félix Vallotton, Feu d'artifice, 1901

九月、二つの公判の傍聴にきてください

●年のせい気のせいばかりではなくて、この夏の暑さには閉口しています。みなさんは、お変わりありませんか？ 泉水さん、大丈夫やるか！●わたしは八月に入って体調を崩し、ついにダウンして床に臥せていました。今日はもう一四日。予定では、この「つうしん」の発送は、とうに終わってるはずなんだけど……。

●でも九月は泉水さんの裁判が二つ。交通権回復のための共同訴訟・控訴審第一回公判は三〇日やけど、順変義務付け請求訴訟・第二回公判の方は一日！ なんとしてでも一週間前には届けようと、やっとパソコンの前にすわったところ。(風)

さあ、控訴審が始まります！

舟橋寛延

いよいよ九月末から「獄中獄外交通権回復のための国家賠償請求共同訴訟」の控訴審が始まります。そこで、控訴審では何が問題になるか、整理してみましょう。

岐阜地裁での第一審は、原告が勝った部分は、

いま私たちがしている裁判は二つ。
三月二十九日、岐阜地裁で「一部勝訴」した「獄中獄外交通権回復のための国家賠償請求共同訴訟」が一つ目。
去る六月、新たに名古屋地裁に提訴した「順変義務付け訴訟」が二つ目。
義務付け請求訴訟第一回公判(六月二十二日・名古屋地方裁判所)傍聴には、愛知・岐阜のほか、関西、関東など、遠方から一三名もきてくださった。でも、法廷入り口の小さな掲示板には「五分」と書いてあった通り、「アツ」という間に終了。提出した書類と日程のやりとりだけやったから、今回は報告できることがあまりないので。

*義務付け請求訴訟第二回公判、9月1日(木)、午後1時15分開廷

ただ、報告会で安田好弘弁護士が断片的に話されたことが印象深かった。
「かつて順変に関する裁判が一度あった。一九七六年、東京高裁判決で、『検察官に裁量がある』と」「なぜ日本の場合、刑の執行権限が検察にあるのか？ それがいちばんの問題だ。そんなふうになったのは大逆事件から……。」——この話はどこかで読んだことがある……と思つてしらべたら、短い記事がWebにあつた。「義務付け請求訴訟」の意味をかながえてもらうために、後の頁にそれを紹介しました。

一、Yさん、舟橋の二人については面会させるべきだ。ふうさんについても身分証の問題だけなので、実質的には勝利。(ただし、これは泉水さんが外の人間と会う権利であつて、獄外の原告の面会権は退けられました。とはいえ、実際の運用としては、この三人は会えるようになっていきます。泉水さんへ一〇万円を支払いなさい、という判決です。

二、Mさんと舟橋の二人との手紙を差し止めた処分も違法。この部分は全面勝利で泉水さんの権利はもちろん、獄外二人の権利も認められ、泉水さんには五万円、Mさんと舟橋にはそれぞれ二万五千円を払え、という判断です。

では、被告である国側はどの部分で控訴してきたのでしょうか？ 意外なことに面会の部分に関しては何も言っていない。国からすると、獄外の三人は実質的に面会が認められたが、その他五人に関しては処分が違法とまではいえないという判断なので、良しとしたのか？ あるいは、三人の面会について争つても勝ち目がないと考えたのか？ それとも、獄外の八人すべてに固有の面会権がないという判断なので納得したのか？ ちょっとと理解に苦しむのですが……。

国が控訴したのは、手紙の発受の部分。しかも獄外二人(Mさんと舟橋)に裁判所が権利を認めた部分なのです。これも不思議な話として、今現在の運用としては、泉水さん自身の発受権は確定しているので、わたし舟橋と泉水さんとの間に文通は再開しています。

文通が実際には再開しているのに、何で控訴するの？ と考えちゃういますよね？
考えてみると、今回の裁判の大切なポイントは獄外と獄中

獄窓から(抄)——泉水 博

八月七日(日)

……いままた、八月二日(火)午後から、第1工場(軽作業)を離れて、昼夜独居である第4棟3階の居室に移されています。休憩時の「不正拭身(しきしん)」の咎で、取調べとなっている次第です。

この間、軽作業とはいえ、無理に痛み(腱鞘炎)をおしてまでしての就業に疑問を抱きながらの約三ヶ月でした。そうした状況の中での小生として「頭を少し冷やす」思いもあつてのことですが……しかし、心身共に元気です。どうぞご休心ください。

ところで、この度もまた、安田、山下両先生に一段とお心を砕いていただいた「刑の順変」に関する「非申請型義務付け行政訴訟」が、いよいよ始まりましたね。心弾み、胸ふくらませています。今後の全ての口頭弁論の場に、両先生と共に、この身がある思いを常にもって、その経過、推移を見守らせていただく所存です。……

「2011.1.24 院内集会 リレートーク」より 大逆事件百年後の意味

「今日は死刑と大逆事件について考えてみたいと思います。1989年に国連で死刑廃止条約が採択され、現在では世界の2/3以上の国で死刑が廃止されましたが、日本は今でも続いています。裁判員裁判が始まってまだ2年も経たないのに、すでに3件の死刑判決も出ました。執行方法も大逆事件の頃〔1911・明治44年〕と変わっていません。旧刑法下では、大逆罪は死刑しかありませんでした。共謀も死刑になりました。裁判も大審院一審のみでした。大逆事件は、一回きりの裁判で死刑しかない刑罰が適用されたわけです。

なぜ、日本で死刑が廃止されないのでしょうか。日本では、他国と違って、死刑廃止に反対する強力な政治的集団があるからです。それは法務・検察です。なぜ、彼らが死刑廃止に反対なのか。ルーツは大逆事件にあると私は思っています。当時の松室〔致〕、平沼〔騏一郎〕などの検事は大逆事件のでっちあげによって大変な報酬と地位を得ました。しかし、彼ら個人だけでなく、検察庁がこの事件を契機に、裁判所構成法を変え、検事総長を、司法大臣や大審院長と同格にまで上げて、検察の絶対的優位、司法行政支配を確立しました。死刑によって優位を得て、現在もなおその地位は生きており、法務検察行政をその手に握っています。大逆事件で死刑を政治的に利用したことがこの地位の始まりでした。彼らは政治に口を出します。

私は、検察を司法・法務行政から排除し、検察は検察だけの仕事をすべきだと思います。これが死刑を廃止するための流れであるし、二度と大逆事件のような事件を起こさせない道だと思います。私たちが大逆事件の意味を理解するなら、今の日本の検察の役割を根本的に見直す必要があります。今の改革をまやかしに終わらせず、検察を政治の場から放逐し、法務・司法行政から排除する、これを実現して、民主的司法が実現されると思います。」

安田好弘(弁護士)

*<http://www.mizuhoto.org/news/2011/01/post-23.html>

の双方が連携し、同時に権利を求めて争ったところにあります。今までも獄中から文通の訴訟が起されたケースはありましたが、けっこう原告が勝っています。

ところが、今回のように獄外の人間も勝つということは、今後、仮に獄中と連携しなくとも獄外から訴訟が起これるということになるでしょう。実際に獄中で裁判をする心理的その他の負担はたいへん重いものです。誰でも裁判の当事者になれるものではありません。

国賠法における原告適格という言葉が法律の世界であるようです。つまり、訴える権利・適格性が誰にあるか? ということでしょう。普通の市民感覚では、今回の裁判でも獄外の人間には当然権利があると感ずるのですが、どうも法律の世界はそうではないようです。

こういった法律論的なこだわりで控訴してきた国に対して、私たち原告の目的は誰にも分かる、道理にかなったものだと思えます。

つまり、原告全員の面会が再開されることです。個々の面会の回数・内容・関係の深さなどを根拠に、ある人は○、ある人は×という一審の判断を覆していきたいです。

人と人の関係は、過去の実績だけで一方的に判断されるものではなく、未来への種も宿っているものです。結果として実らないことはあるかも知れませんが、しかし、公権力がいたずらにその可否を認めるべきものではないと信じます。人と人の交流する権利をより一層主張していく所存です。

皆さま、岐阜地裁での一審に引き続き、名古屋高裁での控訴審への応援を是非お願いします!

*控訴審・第1回公判、9月30日(金)、午前11時30分開廷

読者から

●全面敗訴と私は思っていたので、うれしいかぎりです。「肉体の慣習」という面白い言葉を使っていますが、今回は「不正洗濯」云々、まったくなんということでしょう。長野・K ●原告全員の手紙のやりとり、関係性における基本的権利への熱い気迫の塊のよう。風穴を開けた現実に対する泉水さんの体からあふれるような喜びは、ひどすぎる司法の現在を鮮烈に浮び上がらせた印象です。 埼玉・O

●効果が現れているというのが、大きな喜びです。埼玉・A ●何とうれしいことか。米子で回し読みしています。鳥取・E

↑カンパ先 郵便振替 泉水さんを支える仲間の会 00860・9・153784

編集後記

●泉水さんの精神力の強さにうたれます。 大阪・N ●「わたしはおもわず傍聴席から立ち上がって……」というくだりを読み、二〇年前に知り合った人が息子の冤罪を信じて戦っていた、その控訴審判決の時、実刑を言渡されたその直後「息子は無実です!!」と叫び、その場に倒れた、その時のことを思い出しました。 愛知・A ●ヴァロットンの作品が使われているので、うれしかったです。彼の小さな画集の原書……ヴェルレーヌそのほか、いろんな人の肖像が並んでいるユーモラスな本でしたが、デモ隊が官憲の暴力によって痛めつけられているものも出ていました。画家は時代の証人です。獄中の人もそうです。東京・M

●たしか四〇歳前やった。腰痛で、歩くにも難儀するほど痛くて病院にいったら「椎間板ヘルニア」の診断。手術しかありませんといわれ「遠慮します」と帰ってきたけど、以来、何かあると腰にくる。今回は……あ、長くなるからやめよ。

●私はどうも老人性饒舌症のようや。何かを説明しようとする、それにつながる一つひとつすべてに物語があるから、しゃべりだすと止まらない。二〇代はあいさつひとつできんかったのに、いまじゃ、相手かまわず、誰にでもしゃべくる。

●寝ながら、明仁天皇の「生前退位」の放送をテレビで見ていた。渋谷か新宿か、東京の繁華街の風景がうつって、大勢の通行人が立ち止って、目にハンカチをあてながら聞き入っていた。一九四五年八月一五五正午、玉音放送を聞く人びとの姿が思い浮かんだ。明仁さん(ら)は安倍晋三なんかくらべるべくもないくらい、人気者らしい。九割近く支持とか。

●明仁サンハ 日本国ノ象徴ニシテ 象徴ハ 宸謨留ノ意ナリ——宸謨は「天子のはかりごと」の意。「天子のはかりごと」はみごと成功。これで象徴天皇制はたしかに延命、安泰。「廃位」の「お気持ち」など、微塵もうかがえませんでした。なあ。わたくし、「廃位」なら支持しますが、たとえ一億人のなかのたった一人になっても、天皇制を支持いたしませんゆえ。八月一四日夕、記。(風)

泉水国賠つうしん●口頭弁論案内号
発行日 二〇一六年八月二五日
発行人 水田ふう 愛知県犬山市鶴飼町六六六